

積立定期預金（エンドレス型）規定

1.（預け入れの方法等）

- （1）この預金の預け入れは、1口1,000円以上1,000円単位とし、預金者の依頼にもとづき、神戸市職員信用組合（以下、当組合）が事業主に預金者の給与・賞与からの預入金の控除を依頼して行います。
- （2）この預金の預け入れは、（1）のほか、1,000円以上1円単位で随時に行うことができます。
- （3）この預金については、通帳・証書を発行せず、積立開始時に「ご契約のお礼状」を発行します。
- （4）預け入れの残高を6か月に1回通知します。

2.（預金の種類・期間等）

- （1）この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。
- （2）この預金は、分離課税扱いとします。

3.（自動継続等）

- （1）この預金（下記6による一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- （2）継続された預金についても上記2と同様とします。

4.（預金の支払い時期等）

- （1）満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を預金者が指定することができます。満期日を指定する場合は、指定する満期日の1か月前までに当組合への満期日の通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定するものとします。
- （2）満期日は、（1）に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- （3）（1）または（2）による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- （4）（1）または（2）により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するかまたはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入金ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数に応じ、預入日（継続したときはその継続日）現在における当組合所定の利率によって、1年複利の方法で計算します。
利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後預け入れられる金額についてその預入日（すでに預け入れられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- （2）この預金を下記6（1）により満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について預入日現在における当組合所定の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （3）この預金の付利単位は、1円とします。

6.（預金の解約）

- （1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- （2）この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合へ提出してください。
- （3）この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元利金累計額が払戻請求書記載

の金額に達するまで、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数の多い順序でこの預金を解約します。

7.（届出事項の変更等）

- （1）この預金の取引にかかわる印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- （2）印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9.（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、当組合の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

10.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （1）上記4（1）および（2）にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （2）（1）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② ①の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （3）（1）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- （4）（1）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上
(令和8年8月3日現在)